

裁判官認印

第1回口頭弁論調書(和解 通常手続移行後)

事件の表示 平成23年(当)第6号
期 日 平成23年5月12日午前10時00分
場所及び公開の有無 横須賀簡易裁判所法廷で公開
裁判官 鈴木 隆
裁判所書記官 益山 直樹
出頭した当事者等 原告 [REDACTED]
被告代理人 宮下 元景
弁論の要領等

司法委員 三浦 隆 立会

原告

訴状陳述

被告

答弁書陳述

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

神奈川県 [REDACTED] 号

原告 [REDACTED]

神奈川県 [REDACTED]

被告 有限会社 [REDACTED]

代表者代表取締役 [REDACTED]

上記訴訟代理人司法書士 佐藤 英 紀

同 宮下 元 景

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は、訴状記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件和解金として金5万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、平成23年5月31日限り、 銀行 支店の原告名義の普通預金口座（口座番号 ）に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、被告の負担とする。
- 3 被告が前項の金員の支払いを怠ったときは、被告は、原告に対し、第1項の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する平成23年6月1日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 当事者双方は、原告と被告の間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は、各自の負担とする。

裁判所書記官 益 山 直 樹